

2022 年 9 月 28 日

議長サマリー
G20 農業大臣会合
「すべての人の食料を満たすために食料生産と貿易のバランスをとる」
(仮訳)

- 1 G20 農業大臣は、2022 年 9 月 28 日にバリのデンパサールに会し、持続可能な農業及び食料システムを向上させ、現在及び将来のショックに備え、世界の食料安全保障と栄養を強化させるために、一層努力することにコミットした。

PART I.

- 2 世界は、Covid-19 パンデミックの余波を受け、前例のない世界的な食料安全保障及び栄養の危機のさなかにあり、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成を脅している。世界銀行は、2022 年には 7,500 万人から 9,500 万人の人々が新たに極度の貧困状態に陥り、2 億 5,500 万人の人々が、Covid-19 パンデミックを理由に職を失う可能性がある」と報告した。「世界の食料安全保障と栄養の現状 (SOFI) 2022 年報告」では、Covid-19 パンデミックにより慢性的な栄養不良人口が 2019 年以降 1 億 5,000 万人増大し、2021 年には世界中で 7 億 200 万人から 8 億 2,800 万人の人々が飢餓の影響を受け、2030 年には未だ約 6 億 7,000 万人の人々が飢餓に直面している可能性がある」と推計している。この危機は、ウクライナにおける戦争を含む、世界の多くの地域で進行中の紛争によってさらに悪化している。多くのメンバー国がロシアのウクライナにおける戦争に対する非難を表明する一方、農業作業部会 (AWG) は地政学的な問題の議論に適切な場ではないとの見解を示す国もあった。さらにメンバー国は平和と戦争の即時終結を求めた。この関連で、メンバー国は世界の食料安全保障への重要な貢献として、穀物、その他

の食料品、肥料を輸出するための船舶を通行可能にする、海上人道回廊である黒海穀物イニシアチブ、及びその実施を監視するイスタンブールの共同調整センターが、トルコと国連の仲介により開始されたことを歓迎した。

PART II.

農業大臣は、以下のパラグラフについて合意に達することができた。

3 我々は、過去の G20 議長下において、食料安全保障と栄養、並びに持続可能な農業及び食料システムの強化に一貫して焦点が当てられてきたことを評価する。したがって、我々が農業分野及び農村の人々を継続して支援し、農業及び食料システムを持続可能な形で運営していくことが極めて重要である。我々は、食料危機に対し持続可能な形で対処するとともに、現存する危機のすべてに同様の強度で断固として対処することの重要性を強調する。我々は、G20 メンバー間の協調及び調整を強化して、貧困削減及び食料安全保障と栄養の改善のために、国際機関、民間部門、市民社会、及びその他パートナーと緊密に連携すること、また、誰一人取り残すことなく、包括的で持続可能な開発に向けて取り組むことにコミットする。そのため、我々は（1）強じんを持続可能な農業及び食料システム、（2）すべての人々の食料入手可能性及び食料価格の手頃さを拡大するための、開かれた、公平で、予見可能で、透明かつ無差別な農業貿易、並びに（3）農村地域における農家の生活向上のための、デジタル農業を通じた革新的な農業分野における起業、を促進する。

I. 強じんを持続可能な農業及び食料システムの促進

4 我々は、ショックやストレスに耐えうる能力を持つ、より強じんを持続可能な農業及び食料システムへの変革を加速する緊急性を強調する。そして、SDGs 達成のための我々の継続的な取組と整合性のある形で、食料の入手可能性とアクセスの確保に努力していく。このためには、農業政策と持続可能性の関係をよりよく理解し、自然にとってポジティブな成果を達成するための具体的な行動を起こすことが必要であ

る。我々は、農業と生物多様性が相互に強く関係していることを意識し、生物多様性の損失を食い止め、回復させることの重要性を認識する。農業の持続可能性は、食料安全保障と栄養の向上、飢餓の撲滅及び強じん性の確保のために、また、環境的、社会的及び経済的な活力のために必要不可欠である。（持続可能な農業への）変革のためには、リーダーシップ、あらゆる形のイノベーション、十分な融資、地域的及び国際的な協調、地域の人々や先住民族の人々の能力及び必要とするものに即した対応が必要であり、これらを通じ、持続的に生産性を向上させ、強じんして持続可能な農業・食料システム及びサプライチェーンを促進し、安全で手頃、多様かつ栄養価の高い食料へのアクセスを全ての人にとって向上させることが必要である。我々は、国際貿易の重要性を想起する一方、部分的には地場の食料資源に基づき食料生産と消費を多様化することが、地場や地域、並びに世界の農業及び食料システムの持続可能性及び強じん性を強化する手段の一つであることを強調する。このことは、農業及び食料システムの変革に万能の解決策はないという原則に沿っている。

5 持続可能な食料生産の向上は、食料安全保障と栄養に貢献する一方、持続可能でない農業慣行は、土地や水資源を求める有害な競争のみならず、土地の劣化や森林減少を引き起こす。国家の食料安全保障の観点からの十分な食料への権利の漸進的な実現を含め、長期的な食料安全保障と栄養改善のためには、持続的な資金調達、的を絞った責任ある投資が緊急に必要である。我々は、G20 首席農業研究者会議（MACS）、国連食糧農業機関（FAO）、経済協力開発機構（OECD）及びその他の機関に対し、農業者が農業生産・生産性を持続可能に向上させる上で助けとなる情報、技術指導及びイニシアチブを共有する努力を強化するよう求める。我々は、G20 の呼びかけに基づき設立された、世界農業・食料安全保障プログラム（GAFSP）を想起する。我々は、現在の世界的な食料危機という文脈を踏まえた、食料安全保障の達成を加速させるための、他のグローバルなイニシアチブ及び取組を歓迎する。

6 我々は、2030 年までに小売・消費者レベルにおける世界の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産とサプライチェーンにおける食料の損失を削減するというコミットメントを再確認する。一方、我々は、国レ

ベルでの食料の損失及び廃棄に関するデータが恒常的に不足しており、使用されるガイドラインも統一されていないことを認識する。この観点から、我々は、食料の損失及び廃棄（FLW）の測定及び削減に関する技術的プラットフォームを通じた優良事例の更なる共有を含め、根拠に基づいた政策を支持するための関連データを収集する取組を強化することにコミットする。FLW を削減するには、各国の協調した行動や意思決定を伴う解決策が必要だと我々は認識している。そのため、我々は、FAO の食料の損失及び廃棄削減のための任意の行動規範や、国連食料システムサミット（UNFSS）から発足した関連イニシアチブの実施を含む、FAO や国連環境計画（UNEP）、並びに OECD や国際農業研究協議グループ（CGIAR）等他の関連国際機関、民間分野及び市民社会組織（CSOs）の取組を支持する。

7 我々は、女性、若者、先住民、農村及び地域コミュニティが、強じんて持続可能な農業及び食料システムへの貢献という面で、必要不可欠な役割を果たすことを強調する。また、我々は、持続可能な農業及び食料システムを達成するに当たり、家族農業と小規模農業が重要な役割を果たすことを認識する。我々は、持続可能な所得創出活動、とりわけ専門的な訓練及び能力向上プログラムを通じて、これらグループの人々が生計を向上できるよう、フードバリューチェーンにおける多様な経済機会を促進することにコミットする。このような観点から、我々は、世界食料安全保障委員会（CFS）における包括的なマルチステークホルダー・アプローチを通じて、これらのグループの人々の役割を強化するための協調した取組が行われることを歓迎する。

8 我々は、農業・食料関連の中小零細企業（MSMEs）が、強じんて持続可能かつ包括的な成長に向けて、また、特に Covid-19 パンデミック後の経済再生という観点において、極めて重要かつ多様な貢献を行っていることを認識する。小規模農業者、漁業者、牧場主／牧民及び MSMEs のための資金の入手可能性とアクセスを支援するため、CFS における農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則（CFS-RAI）に沿った「触媒となる投資」に対して、大きなニーズがある。農業・食料関連の MSMEs と協働している公共部門は、ビジネスのリスクヘッジを支援し、農業及び食料システム全体における投資を促進することができる。我々は、ブレンドファイナンスモデル、特に農村地域におけるものを含む、多様な資金調達手段へのアクセス改善のための取組を促進する。

9 人間、動物、植物及び環境の健康を守るために、ワンヘルス・アプローチの統合及び実施は必要不可欠である。我々は、農業及び食料システムにおける薬剤耐性（AMR）との世界的な闘いを加速し、農業及び食料安全保障への生物学的脅威及びリスクを予防、低減、管理するために、ワンヘルス・アプローチを実施するという我々のコミットメントを再確認する。ワンヘルス・アプローチのためには、これらのシステム間の複雑性と連動性を認識し、プログラム、政策、法律及び研究の策定と実施において、分野横断的な協力体制を改善することが必要である。我々は、AMR と闘うために、並びにパンデミックを引き起こす可能性のある新興・再興の動物由来感染症のリスク、及びその他世界的な公衆衛生の安全保障への脅威を緩和するために、ワンヘルス・アプローチの実施強化に向けた四者機関の取組を認識し、促進する。また、FAO、国際獣疫事務局（WOAH）、UNEP 及び世界保健機関（WHO）が立ち上げた、ワンヘルス・ハイレベル専門家パネルを歓迎し、四者機関が初のワンヘルス共同行動計画を完成させることを奨励する。我々は、ワンヘルス・アプローチや抗菌剤の責任ある慎重使用に対する我々のコミットメントに沿って、AMR に対処するための重要なツールとして、コーデックスの「食品由来の AMR の統合的モニタリング及びサーベイランスに関するガイドライン」及び「食品由来の AMR の最小化及び抑制のための実施規範」の採択を歓迎する。この点に関して、我々は改訂版の「食品由来の AMR の最小化及び抑制のための実施規範」を実施している。

10 強じんかつ持続可能な動植物衛生システムは、ワンヘルス・アプローチの重要な部分であり、AMR、新興・再興感染症（EIDs）、動物由来感染症のリスクや拡散の抑制、生態系の強じん性の維持に必要不可欠である。そのため我々は、AMR の拡散を可能な限り防止・制限し、AMR の脅威に対して決意を持って行動し、EIDs 及び動物由来感染症の脅威を軽減することによって、農業分野における強じん性の構築に努める。我々は、四者機関に対し、加盟国と協議しつつ、2015 年のグローバル・アクションプランを野心的かつ持続的に実施すること、ワンヘルス共同行動計画（2022-2026）へ加盟国コメントを取り込むこと、並びにその実施計画について加盟国と協議を行うことを求める。この観点から我々は、国際植物防疫条約（IPPC）に対し、FAO におけるワンヘルスの議論の監視と参加を継続し、条約の範囲内で植物検疫目的の植物又は作物への抗菌剤使用に関する情報を評価するよう奨励する。さらに、我々は、IPPC と連携し、

植物衛生を確保するために必要な解決策を見出すため、地域的及び国際的な協力強化を促す。我々は、科学やリスクに基づく関与の支持、研究及び知識の共有、四者機関の活動の奨励、並びに農業及び食料システムをワンヘルス・アプローチの原則により合致させるための各国間のネットワーク化により、人間、動物、及び環境的な脅威に対処すべくワンヘルス・アプローチを強化することにコミットする。

- 11 農業及び食料システムが気候変動に対し脆弱であることを考慮し、また国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定、並びに UNFCCC 締約国会議（COP）の農業に関するコロンビア共同作業（KJWA）の関連する成果物及び結論を想起し、我々は、食料安全保障を守ることの基本的な優先事項と、気候変動に強い農業に向けた適応と緩和双方の重要性を強調する。我々は、COP26 とそれ以前の COP で立ち上げられたイニシアチブの具体的な進捗を想起する。我々は、とりわけ、UNFCCC 及びその他の関連イニシアチブの下での既存のワークストリームへの積極的な関与を通じて、相互の利益のための技術協力、能力構築、気候変動に強い技術や慣行の研究開発への投資拡大、これらの行動の実施のために相互に合意した条件でのインセンティブ制度、ツール、及び知識共有に加え、既存の資金調達機会の特定の重要性に留意する。我々は、農業システムの気候適応・緩和及び持続可能な開発には、先住民及び地域のコミュニティが関与する優良農業慣行の遺産の継承と構築が極めて重要であることを認識する。

II. すべての人々の食料確保のために、開かれた、公平で、予見可能で、透明かつ無差別な農業貿易の促進

- 12 我々は、国際的な食料貿易が、国内生産及び食料安全保障計画と共に、世界の食料安全保障と栄養にとって極めて重要なものであり、SDGs の達成に貢献することを認識する。我々は、世界貿易機関（WTO）を中核とする、ルールに基づく、開かれ、公正で、予見可能かつ透明で、無差別、包括的、公平で持続可能な多国間貿易システムを強化する重要性を強調する。これにより、市場の予見可能性が高まり、歪曲性が最小化され、景況感を改善し、かつ農業及び食料貿易が円滑に流れるようになる。我々は、WTO のマンドレートと整合する形で、市場や政策の変化をより良く反映し、今直面している農業、食料安全保障及び持続可能性の課題に対処するために、世界の農業及び食料貿易のルールをアップデートする必

要性を強調する。我々は、食料安全保障の問題に関する、第 12 回 WTO 閣僚会議での加盟国による進展を歓迎する。我々は、貿易を促進し、食料・農業の世界市場の機能と長期的な強じん性を向上するために具体的な措置を講じる必要性を強調している、食料安全保障の不安への緊急対応についての WTO 閣僚宣言を強調し、とりわけ、関連する WTO 規定に整合しない方法で輸出禁止又は規制を課さないことの重要性を強調する。我々はまた、世界食糧計画（WFP）が非商業的・人道的目的のため購入する食料品に対し、加盟国が輸出禁止又は制限を課してはならないことを定めた WTO 閣僚決定を想起する。

- 13 我々は、世界の食料安全保障と栄養を支援するために緊密に協力し、具体的な行動をとるとのコミットメントを再確認する。我々は、他の WTO メンバー国と建設的に協働し、率先して世界の食料貿易を強化し、WTO の義務を遂行することにコミットする。我々は、厳しい状況下で食料サプライチェーンの機能を維持するために国際コミュニティが行ってきた努力を認識する。我々は、引き続き、国際市場における食料及び肥料価格の高騰を引き起こす、いかなる不当な規制や歪曲措置もとらないようにする。そのような措置は、世界の食料サプライチェーンの回復や、さらには特に最も脆弱な人々にとっての食料安全保障と栄養を脅かすものである。
- 14 体系的なショックは、食料生産、加工の過程全体及び移動規制を含むサプライチェーンにおける世界的な混乱に影響を与え続けている。我々は、例えば Covid-19 パンデミックに対処するために考案された緊急措置は、的を絞り、相応で透明かつ一時的なものであるべきであり、不必要な貿易障壁や世界の食料サプライチェーンの混乱を生じさせてはならず、WTO ルールと整合的であるべきことを強調する。我々は、不当な貿易規制措置を回避するための政府の対応の役割を認識し、評価する。
- 15 我々は、農業市場情報システム（AMIS）イニシアチブ及び地球観測に関する政府間会合による全球農業モニタリング（GEOGLAM）が、国際穀物理事会（IGC）を含む中立的、客観的かつ透明性のあるデータを提供する関連国際機関と強力に連携し、特定の作物と肥料／投入財の価格及び入手可能性の詳細なモニタリングを通じて、食料市場の透明性を強化し、食料安全保障と栄養のための協調的な政策対応を支援するために重要な貢献を行っていることを認識する。我々は、AMIS の活動を強化し、世界

の食料、穀物、植物油、及び肥料／投入財市場の不確実性を削減していく。その際には、政策を含む市場及び貿易に関する情報を共有し、迅速対応フォーラム（RRF）が危機時における政策を調整するのを支持し、市場リスクを監視するための早期警鐘メカニズムとして機能させる。また、我々は、ドナー基盤を拡大するとともに、必要なデータやリソースを提供することにより、このイニシアチブを積極的に支持するとのコミットメントを再確認する。我々は、農業リスクを評価・管理する革新的な方法を通じて農業分野及びサプライチェーンの強じん性の改善を目指す「農業リスク管理プラットフォーム」の貢献を認識する。我々は、小麦イニシアチブと熱帯農業プラットフォーム（TAP）の成果を評価する。

Ⅲ. 農村地域における農家の生活向上のためのデジタル農業を通じた革新的な農業分野における起業

16 我々は、農業における研究、イノベーション、技術的進歩、及びデジタル技術の活用は、強じんで持続可能な食料生産の改善に貢献することで、食料システムを更に革命的に変化させる潜在力があることを認識する。我々は、技術の実用性、アクセス及び入手可能性におけるギャップの存在を認識する。我々は、国家及び国際的な研究機関の連携と十分な資金とが、デジタル農業技術を含むイノベーションを民間及び公的な経路を通じて開発・拡大し、世界中の農業者に最も幅広い選択肢を与えてその希望を実現するために、重要であることを強調する。我々は、農業におけるデジタル変革が、持続可能な方法による生産性と生産を高め、市場アクセスや機会を拡大することにより農業者の生計を向上する上で、その他のイノベーションとともに、重要であることを強調する。我々は、知的財産を適切に保護した上での持続可能で革新的な手法や技術の使用を支持するとともに、十分なプライバシーとデータセキュリティの重要性を強調する。

17 我々は、農業分野は、持続可能な成長のためにより革新的な技術及び優良な農業慣行を取り入れ、農業及び食料システムの持続可能性を向上させる必要があることを認識する。我々は、持続可能な方法で生産性を向上させる機会は、農業への責任ある投資を増大させることにありとともに、天然資源・投入財の利用及び農業廃棄物の再利用における効率を向上させ、強じん性と単収を改善し、農業バリューチェーンを強化する農業技術のための革新的な資金調達を支援することにある点に留意す

る。このような観点から、我々は、食料安全保障及び気候変動の課題に対処するために、他の農業イノベーションや持続可能な生産方法によるポジティブな効果を補完し、増幅するデジタル技術をさらに活用していくことを奨励する。

- 18 我々は、農業におけるデジタル化の実施には、接続性と手頃感を強化し、農業者やその他関連するステークホルダーの能力を向上させるために、政策、インフラ及び制度的支援の改善が必要であると認識する。我々は、持続可能な農業手法が農業現場で採用される機会を拡大し、若者、女性、新規就農者が革新的な農業分野における起業家になるための資金調達へのアクセスと参加を拡大するために、農業者、特に小規模農業者及び家族農業者の技術的能力の向上や、能力構築に焦点を当てるよう促す。我々は、責任ある投資、能力開発、及び革新的で持続可能な解決策の推進を含む官民パートナーシップを促進するために、関連ステークホルダー間で効果的に連携することの重要性に留意する。

結び

- 19 我々は、太平洋の小島嶼開発途上国（SIDS）における、より強じんて持続可能な農業及び食料システムの強化において、G20 の具体的な成果を示すためのインドネシアのイニシアチブを認識する。さらに我々は、このイニシアチブが南々及び三角協力（SSTC）フレームワーク下での、フィジーにおける地域農業訓練センター及びデモンストレーション農場（Demfarm）の設立計画を通じて実施されることに留意する。
- 20 我々は（1）データ共有を含む、FLW に関するワークショップ、（2）G20 農業作業部会と G20 開発作業部会による、食料安全保障のためのデジタル農業及び農村金融の強化に関する共同ウェビナー、（3）第 11 回 G20 MACS の気候変動に関する技術ワークショップと FLW に関する共同ワークショップ、（4）デジタル農業に関する知識共有に関する報告書：最も一般的な慣習、における G20 メンバー国間の取組の成果を歓迎する。
- 21 我々は、2030 年までに SDGs を達成するために、食料システムの変革を加速するための 2021 年の国連食料システムサミット（UNFSS）を含む、2021 年に成功した一連の会議によって生み出されたモメンタムを歓迎し、行動コアリションに留意するとともに、UNFSS をフォローする重要

な手段として国連食料システム調整ハブを認識する。我々はまた、世界の飢餓及びあらゆる形の栄養不良の課題に対処するための 270 億米ドル以上の資金拠出とともに、政府及び民間部門からのコミットメントが意欲的に表明された、昨年 12 月の東京栄養サミット (N4G) 2021 を歓迎する。さらに、G 7 は最も脆弱な人々を飢餓と栄養不良から守るために、45 億米ドルの追加拠出にコミットした。

22 我々は、議長国であるインドネシアの 2022 年におけるリーダーシップと素晴らしい働きに深い感謝の意を表す。我々は、2023 年の G20 議長国インドに期待する。